

推進月間です

問合せ先 市民課国民年金係
☎内線230・228番

実施期間 10月1日(金)～11月12日(金)

第1号被保険者の独自給付

国民年金の給付には、3つの基礎年金（老齢・障害・遺族）のほかに、自営業の人などの国民年金第1号被保険者独自の給付制度があります。

付加年金

定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金に加算されます。

※物価スライドはありません

寡婦年金

1号被保険者として保険料納付期間と免除期間が25年以上ある夫が年金を受けないで死亡したときに、10年以上の婚姻期間がある妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※年金額 夫の老齢基礎年金の4分の3の額（寡婦年金と死亡一時金は選択となります。）

死亡一時金

保険料納付期間と半額免除期間の1/2に相当する期間が3年以上ある人が老齢・障害基礎年金を受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。遺族の範囲は、死亡した人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

※一時金の額

保険料納付(半額免除)月数	金額	保険料納付(半額免除)月数	金額
36月以上 180月未満	120,000円	300月以上 360月未満	220,000円
180月以上 240月未満	145,000円	360月以上 420月未満	270,000円
240月以上 300月未満	170,000円	420月以上	320,000円

保険料は納期限内に

口座振替

保険料支払いの手間や、納め忘れを防ぐためにも安心・便利・確実な「口座振替」を利用ください。毎月の引き落としは当月分を翌月月末となります。

前納制度

1年間又は一定期間分の保険料を一括して納める「前納制度」は、保険料が割引されるお得な制度です。

10月から来年3月までの半年間79,800円が79,150円と650円得となります。

納付時期・期間により割引が異なりますので社会保険事務所に問合せください。



いつまでも安心できる制度であるために

国民年金は将来に向け安定、有利な制度です。

国民年金などの公的年金は、世代と世代が支えあう仕組みです。あなたが納める保険料と国が1/3の負担で年金が支払われており、あなたが年金受給者になったときは、次の世代と国があなたの年金を保証するという「世代間扶養」方式がとられています。年金を自分自身の問題として認識し、将来無年金にならないよう、この機会に自らの年金について考えてはいかがでしょうか。

10月は国民年金制度

年金制度が変わります

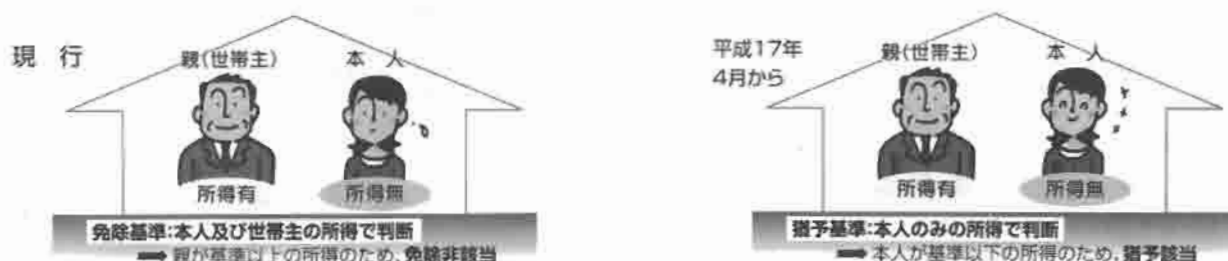
平成17年4月から国民年金法が一部改正になります。その改正点の主なものを紹介します。

30歳未満の保険料猶予制度

国民年金保険料の免除（全額・半額）制度は、被保険者本人とその配偶者、世帯主の前年の所得などで基準が定められています。改正では、20歳代の方については、本人と配偶者の前年所得が基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。

※猶予期間は、年金受給資格期間に含まれますが、年金額には反映しません。

例) 30歳未満の方が親(世帯主)と同居の場合



3号被保険者の特例届出

3号被保険者は届により2年前まで加入できますが、平成17年4月から2年以上前の期間について3号被保険者として算入され、将来の年金額に反映されます。

※届出により昭和61年4月までさかのぼります。

国民年金保険料

現在月額保険料13,300円が来年4月から13,580円に引き上げられます。平成18年度以降は、毎年280円ずつ引き上げられ平成29年4月までは16,900円を上限として、その範囲内で国民年金の基礎年金を支払うことになります。

厚生年金保険料

平成16年10月より毎月の給料から、毎年0.354%ずつ引き上げられます。

在職老齢年金制度

60歳から65歳未満で、年金をもらいながら働いている方は、今までの老齢厚生年金(給料部分)の2割が支払われていませんでしたが、今回の改正で支払われるようになります。

※厚生年金・国民年金保険料とも平成16年度の賃金や物価などを基準に計算されたものであり、平成29年までのあいだに、物価や賃金(社会・経済)が変わってくるとそれに応じて変わることとなります。